法務局

LEGAL AFFAIRS BUREAU

Protecting the rights and property of citizens, supporting our society

確かな今を
確かな未来へ

法務省

法務局の業務

法務局は、法務省の地方機関の一つとして、登記、戸籍・国籍、供託等の民事行政事務、人権擁護事務、訟務事務を取り扱っています。

▶不動産登記……P4
▶法定相続情報証明制度……P4
▶登記所備付地図の整備……P5
▶筆界特定制度……P5
▶商業・法人登記……P6
▶電子認証制度……P6
▶動産譲渡登記・債権譲渡登記……P6
▶自筆証書遺言書保管制度……P7
▶実質的支配者リスト制度……P7
▶成年後見登記……P7
▶所有者不明土地問題への取組……P8
▶戸籍・国籍事務……P12
▶供託事務……P12
▶人権擁護事務……P13
▶訟務事務……P13

［くらしの中の法務局］

法務局の業務は、国民の財産等の権利関係や身分関係に密接に関連しています。

■出生
戸籍事務…P12

■こどもに関する人権問題
人権擁護事務…P13

■婚姻
戸籍事務…P12

■賃料トラブル
供託事務…P12

■会社を経営（設立・役員就任）
商業・法人登記…P6

■マイホーム購入
不動産登記…P4

■電子申請
電子認証…P6

■資金調達
動産・債権譲渡登記…P6

■高齢者や障がいのある人に関する人権問題
人権擁護事務…P13

■終活
遺言書保管…P7

■後見開始
成年後見登記…P7

■死亡
戸籍事務…P12

■相続
不動産登記…P4

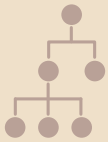

法務局の組織

法務局の組織は、全国を8ブロックの地域に分け、各ブロックの中心に「法務局」が置かれ、その下に都道府県を単位とする「地方法務局」が置かれています。

また、法務局を統括する中央機関として、法務省に民事局・人権擁護局・訟務局が置かれています。

法務局	8
地方法務局	42
支局	261
出張所	100
計	411

（令和８年6月現在）

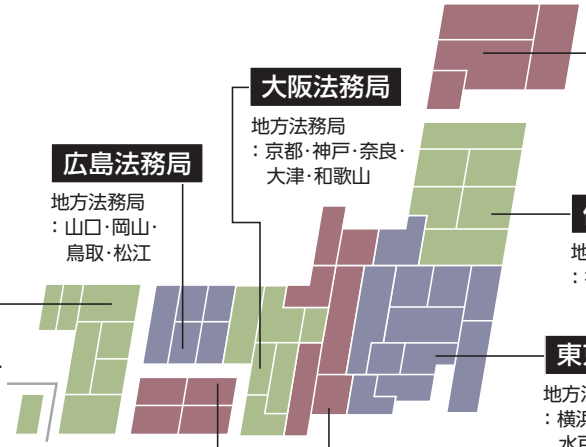

札幌法務局
地方法務局
：函館・旭川・釧路

仙台法務局
地方法務局
：福島・山形・盛岡・秋田・青森

東京法務局
地方法務局
：横浜・さいたま・千葉・水戸・宇都宮・前橋・静岡・甲府・長野・新潟

大阪法務局
地方法務局
：京都・神戸・奈良・大津・和歌山

広島法務局
地方法務局
：山口・岡山・鳥取・松江

福岡法務局
地方法務局
：佐賀・長崎・大分・熊本・鹿児島・宮崎・那覇

高松法務局
地方法務局
：徳島・高知・松山

名古屋法務局
地方法務局
：津・岐阜・福井・金沢・富山

法務省

民事局
- 総務課
- 民事第一課
- 民事第二課
- 商事課
- 民事法制管理官

人権擁護局
- 総務課
- 調査救済課
- 人権啓発課

訟務局
- 訟務企画課
- 民事訟務課
- 行政訟務課
- 租税訟務課
- 訟務支援課

法務局

総務部
- 庶務課
- 職員課
- 会計課
- 統括監査専門官

民事行政部
- 総務課
- 国籍課
- 戸籍課
- 後見登録課
- 動産登録課
- 債権登録課
- 供託課
- 登記部門
  - 首席登記官
  - 復興事業対策官
  - 電子認証管理官
  - 登記情報システム管理官
- 民事行政調査官

人権擁護部
- 第一課
- 第二課
- 第三課
- 人権擁護専門官

訟務部
- 訟務管理官
- 上席訟務官
- 訟務支援専門官

地方法務局

- 総務課
- 会計課
- 国籍課
- 戸籍課
- 供託課
- 登記部門
  - 首席登記官
  - 復興事業対策官
  - 登記情報システム管理官
- 人権擁護課
- 訟務部門

支局

- 総務課
- 戸籍課
- 登記部門

出張所

登記事務 ～資本主義経済の基盤～

不動産登記

●概要

不動産登記とは、私たちの大切な財産である土地や建物の所在・面積のほか、所有者の住所・氏名などについて、民法や不動産登記法に精通した登記官（法務局職員）が登記簿に記録し、一般公開する制度です。登記事項証明書は、手数料を納めれば、誰でも請求することができます。

■ 所有権の移転の登記

土地や建物を買って自分が所有者になったということを誰にでも主張できるようにするための登記

■ 抵当権の設定の登記

土地や建物を担保にして銀行などからお金を借りるときに設定する登記

このように、不動産に関する情報を登記簿に記録し、公示することで、国民の権利の保全を図り、不動産の取引の安全と円滑を図っています。

登記事項証明書の見本

法定相続情報証明制度

●概要

相続人が、戸籍関係書類等とともに、被相続人や相続人の氏名等の法定相続情報を記載した一覧図を法務局に提出すると、その記載内容を登記官が確認して、対外的に証明する制度です。

また、本制度の利用者に、相続登記の申請義務があること（令和６年４月から）の説明を行い、一覧図の写しを利用した相続登記を促します。

●メリット

法務局が提供する一覧図の写しを利用して、登記申請や、相続税、年金など様々な相続手続における手続的負担の軽減ができ、社会全体のコスト削減の効果も図られています。

登記所備付地図の整備

●登記所備付地図とは

法務局（登記所）には、土地の位置や形状、筆界（土地と土地の間の境界線）を明確にするため、精度の高い測量の成果に基づき作成された地図を備え付けるものとされており、この地図を、登記所備付地図といいます。

なお、登記所備付地図のない地域においては、地図に準ずる図面（いわゆる「公図」）が備え付けられています。

全国の法務局では、都市部の困難度の高い地区の地図作成（法務局地図作成事業）を進めています。

公図とは

公図とは、土地の形状や地番が書かれているものの、精度が高いとはいえない図面の俗称であり、その多くは明治時代の地租改正により作成された図面（旧土地台帳附属地図）です。

●地図を作るメリット

- 都市の再開発が進み、大規模商業施設等が増えるなど、経済活動が活発になります。
- 大規模災害が起こった場合であっても、地域の再生や土地の買収が容易になり、復旧・復興事業を迅速に行うことができます。
- 隣地との境界が明確になるため、隣人との境界争いが起きる心配がありません。

●法務局地図作成事業の概要

【1】防災・まちづくり型法務局地図作成事業（令和7年度～）

全都道府県の都市部（人口集中地域）を対象（10か年、合計200㎢）

【2】大都市特化型法務局地図作成事業（令和7年度～）

地図の整備が特に困難な大都市や地方の拠点都市を対象
（10か年、合計30㎢）

（対象地域）
○交通結節点周辺や大規模商業施設・産業施設等再開発が予定されている地域
○その他、我が国の経済成長促進につながる地域

【3】被災地域復興型法務局地図作成事業

東日本大震災、平成28年熊本地震の被災地において実施をしつつ、大規模災害の被災地域での実施を随時検討

［ 公図 ］

［ 登記所備付地図 ］

筆界特定制度

●概要

土地の筆界をめぐる紛争の予防・早期解決に資するため、筆界特定登記官が筆界の現地における位置を特定する制度です。土地家屋調査士等の専門家の意見も踏まえて中立・公正な判断により、充実した手続保障の下で、裁判の場合よりも簡易迅速に筆界を特定することができます。

登記事務 ～資本主義経済の基盤～

商業・法人登記及び電子認証制度

●商業・法人登記とは

会社・法人は、設立の登記をすることによって成立し、法人格が与えられます。そして、商号や代表者名など、会社・法人の重要な情報を登記簿に記録して公示しています。これにより、会社・法人の信用を維持し、取引の安全と円滑を図る役割を果たしています。

●電子認証制度とは

近年、インターネットを利用した電子商取引や電子申請が増加していますが、法務局では、商業・法人登記の情報に基づき、会社・法人の代表者等が電子情報を作成したことを証明するための電子証明書を発行し、電子取引社会における会社・法人の認証基盤としての役割を果たしています。

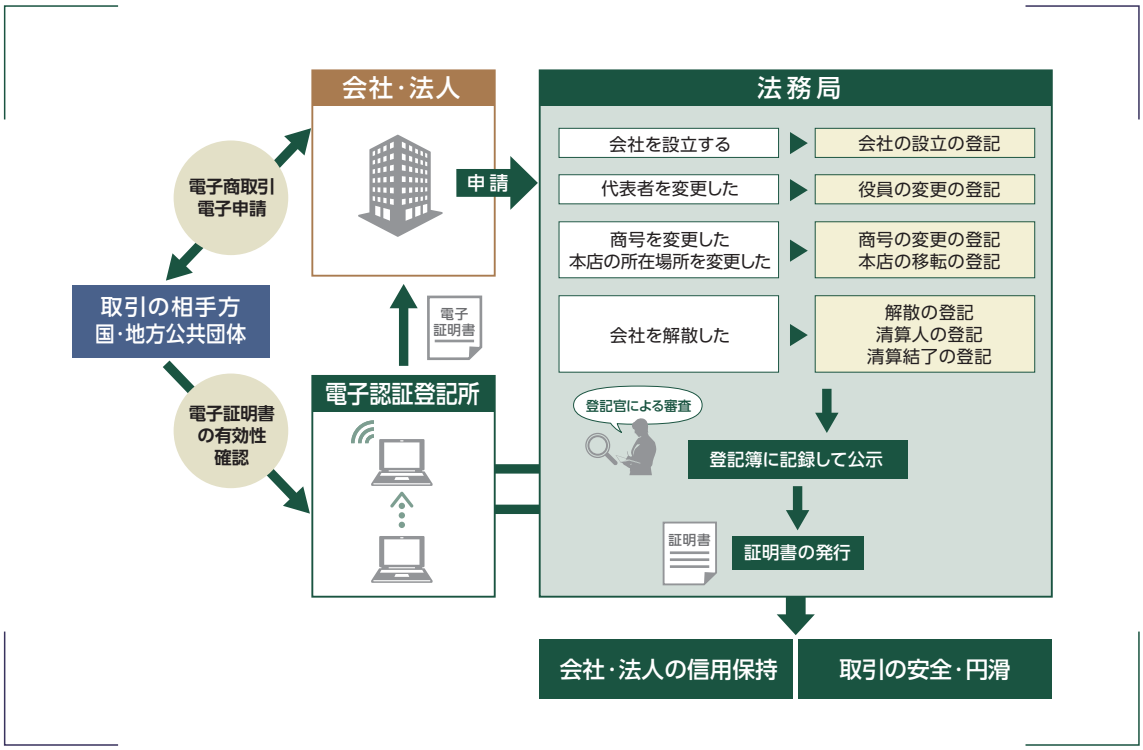

動産譲渡登記・債権譲渡登記

●概要

動産譲渡登記は法人がする動産（在庫商品、機械設備、家畜等）の譲渡について、債権譲渡登記は法人がする金銭債権の譲渡について、民法の特例として第三者対抗要件となるものであり、動産や債権を利用した企業の資金調達の円滑化に貢献する役割を果たしています。

自筆証書遺言書保管制度

●概要

自筆証書遺言に係る遺言書を法務局で保管することで、遺言書の紛失や改ざんを防ぎ、相続の円滑化を実現する制度です。相続の開始後は、相続人や受遺者等に遺言書の内容が確実に伝わるよう、遺言書の内容を明らかにした証明書（遺言書情報証明書）の交付や遺言書の閲覧ができ、相続人や受遺者等に対して遺言書を保管している旨の通知も行います。

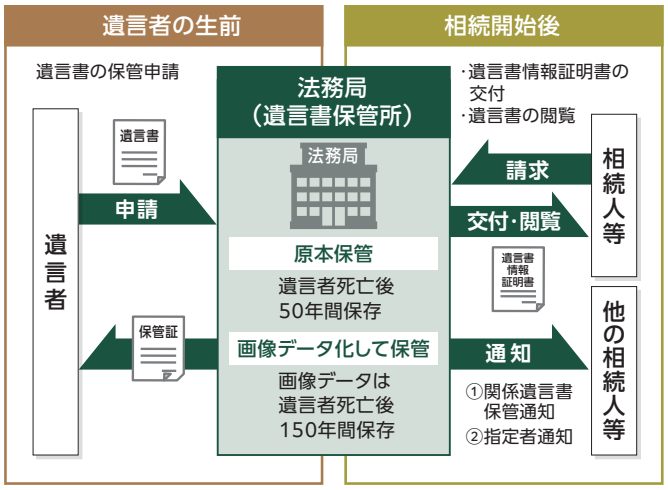

実質的支配者リスト制度

●概要

株式会社（特例有限会社を含む。）からの申出により、商業登記所の登記官が、当該株式会社が作成した実質的支配者リスト（実質的支配者について、その要件である議決権の保有に関する情報を記載した書面）について、所定の添付書面により内容を確認した上でこれを保管し、登記官が認証文を付した上で、実質的支配者リストの写しの交付を行う制度です。

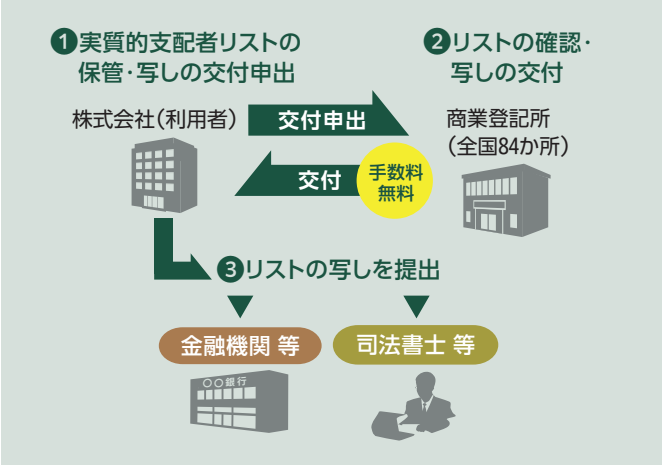

成年後見登記

●概要

成年後見制度は、認知症などの理由により判断能力の不十分な本人（被後見人等）に代わって、後見人等が財産管理や各種契約等の法律行為をすることなどによって、本人を保護・支援する制度です。

成年後見等が開始した場合には、東京法務局において成年後見登記がされ、この登記に基づいて、全国の法務局では成年後見登記に関する証明書を交付しています。

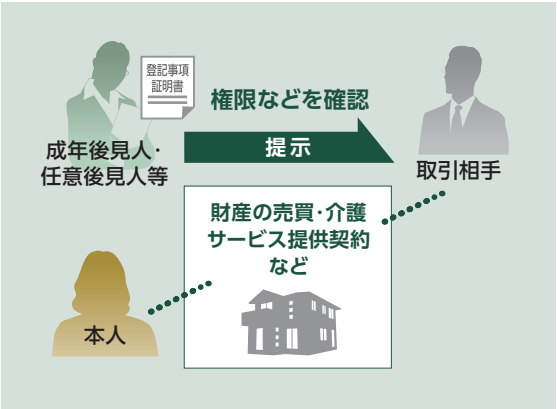

PICK UP

所有者不明土地問題への取組

●概要

所有者不明土地の解消を図るため、令和3年4月に民事基本法制の総合的な見直しが行われました。

法務局に関する部分では、特に発生の予防の観点から、不動産登記制度が大きく変わるなど、所有者不明土地の発生を抑制するための新たな制度がスタートしています。

<「所有者不明土地」とは?>

相続登記がされないこと等により、以下のいずれかの状態になっている土地を「所有者不明土地」といいます。

① 不動産登記簿により所有者が直ちに判明しない土地
② 所有者が判明しても、その所在が不明で連絡がつかない土地

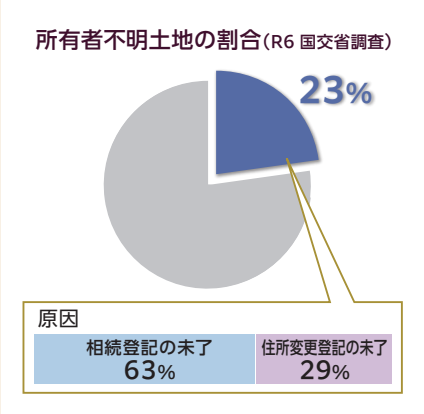

<所有者不明土地が引き起こす問題>

土地の所有者の探索に多大な時間と費用が必要となり、公共事業や災害時の復旧・復興事業が円滑に進まず、民間取引や土地の利活用の阻害要因となったり、土地が適切に管理されず放置され、隣接する土地への悪影響が発生したりするなど、様々な問題が生じています。

長期相続登記等未了土地解消事業

長期間にわたり相続登記が未了になっている土地について、登記官が、公共事業等の実施主体(地方自治体等)からの求めに応じて相続人となり得る者が誰かを探索し、登記官が職権で登記記録に長期相続登記等未了土地である旨等を記録するとともに、法定相続人の一覧図を登記所へ備え付ける取組です。これにより、公共事業等の実施主体が土地の所有者を探索するコストを削減できることから、公共事業の円滑な遂行等のために全国で活用されています。

[法定相続人の一覧図の例]

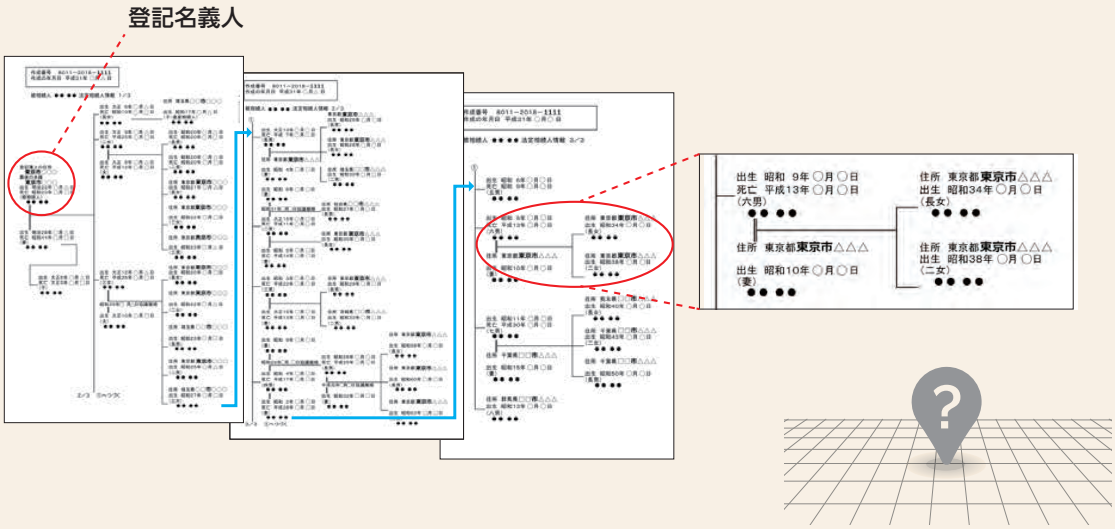

表題部所有者不明土地解消事業

旧土地台帳制度下における所有者欄の氏名・住所の変則的な記載がそのまま残り、表題部所有者欄の氏名・住所が正常に記録されていない土地について、登記官が所有者等を探索する取組です。所有者等を特定できた土地は、登記記録上所有者等が明らかとなり、特定できなかった土地は、裁判所の選任した管理者による管理が可能となるため、公共事業の円滑な遂行等のために全国で活用されています。

相続土地国庫帰属制度（令和５年４月27日施行）

●制度創設の経緯

人口減少・都市化による土地利用ニーズの低下等を理由に、土地を相続したものの、土地を手放したいと考える方が増加しています。また、相続を契機として、土地を望まず取得した所有者の負担感が増しており、管理の不全化を招いています。

そこで、所有者不明土地の発生を抑えるため、相続や遺贈（相続人に対する遺贈に限られます。）により取得した土地のうち、一定の要件を満たすものは、法務局での審査を経て、国庫に帰属させることができる制度が創設されました。

●相続土地国庫帰属制度のポイント

- 相続等により取得した土地について、所有者からの申請により、所有権を国に移転することができます。
- 申請先は、土地の所在地を管轄する法務局・地方法務局の本局です。
- 帰属させることができる土地については、建物がないことなど、法令で定める要件を満たす必要があります。
- 本制度の活用には、負担金の納付などの一定の費用負担が必要です。

●国庫帰属が認められない土地の主な例

- 建物、工作物、車両等がある土地
- 危険な崖がある土地
- 債務の担保になっている土地（抵当権など）
- 土壌汚染や埋設物がある土地
- 境界（所有権の範囲）が明らかでない土地
- 通路など他人による使用が予定されている土地

これらの土地に当てはまるかどうかについて、法務局職員が審査（書面調査や実地調査）を行います。

PICK UP

所有者不明土地問題への取組

相続登記の義務化（令和６年４月１日施行）

これまで

- 相続登記をする義務やペナルティがない。
- あまり使わない土地・建物だから放置。
- 相続登記の手続が面倒。
- 相続人同士での話し合いが進まない。

▶ 相続登記がされないまま放置され、所有者不明土地が発生！！

相続登記がされるようにするため、不動産登記制度の見直しがされました！

●相続登記を義務化

令和６年４月１日から、相続登記が**義務化されました。**

不動産を相続したことを知った日から３年以内に登記をする必要があります。

令和６年４月１日より前に相続していた不動産についても、義務化の対象となります。

令和６年４月１日より前に相続したことを知った不動産は、令和９年３月３１日までに相続登記をする必要があります。

「自分で相続登記をしたいけど、手続が難しい」と断念される方もいらっしゃいます…

●丁寧な手続案内の実施

法務局では、窓口や電話でのご案内を実施するほか、ウェブ会議を利用しての手続の案内も実施しています。

このほか、相続登記の申請を検討されている方や、相続登記の申請手続がどのようなものか興味がある方に向けた、「登記手続ハンドブック」も公開しています。

●相続人申告登記の新設（令和６年４月１日施行）

相続登記の義務を果たすための新しい登記が創設されました。

相続人申告は、相続について相続人間で争いがあって相続登記を行うことが難しい場合でも、相続人が単独で簡易に申出を行うことができます。

「利用予定のない土地なので、費用（登録免許税）をかけてまで登記をしたくない」という声もあります…

今なら！

●登録免許税の減免措置

不動産の評価額が100万円以下の土地については、相続登記をするに当たって必要になる登録免許税が免除（免税）されています（令和9年３月31日まで）。

実家の山林などを相続したようだけど、くわしいことが分からないということもあります…

●所有不動産記録証明制度の新設（令和８年２月２日施行）

被相続人（亡くなった親など）が登記簿上の所有者として記録されている不動産を一覧的にリスト化した証明書（所有不動産記録証明書）の発行を請求することができるようになりました。

住所等変更登記の義務化（令和８年４月１日施行）

●住所等変更登記を義務化

令和８年４月１日から、住所や氏名・名称の変更登記が**義務化されました。**

転居等により住所等の変更があった日から２年以内に変更登記をする必要があります。

令和８年４月１日より前に住所や名前に変更が生じていた場合についても、義務化の対象となります。

●スマート変更登記でらくらく安心！

住所等変更登記の手続の簡素化・合理化を図る観点から、法務局が他の公的機関（住基ネット等）から取得した情報に基づき、職権で住所等変更登記をする仕組み**（スマート変更登記）**が始まりました。

不動産の所有者は、法務局に対して、あらかじめかんたん・無料の申出をしておけば、その後は住所等の変更があるたびに変更登記の申請をしなくても、法務局は、所有者の了解を得て、職権で住所等の変更登記を行います（非課税）。

不動産登記推進サポーター
「シラナカッタヌキ」

そもそも、登記が義務になることを知らないという方も少なくありません…

法務局では、相続登記の義務化や住所等変更登記の義務化について、皆さんに知っていただくために様々な活動を行っています。ポスターやパンフレットを配布したり、地方公共団体等の関係団体と連携して説明会を開催したり…etc.

法務省ホームページで、新制度について分かりやすく解説したまんがを公開しています。是非チェックしてみてください！

戸籍・国籍事務 ～日本国民の証～

●戸籍事務とは

戸籍制度は、日本国民の一人一人について、その出生から死亡に至るまでの親族的身分関係を登録し、公証する唯一の制度です。戸籍事務は、市区町村で取り扱われますが、全国統一的に処理されるよう、法務局では、管轄区域内の市区町村に対し、助言、勧告、指示等を行っています。

●国籍事務とは

法務局では、外国人の帰化許可申請や国籍取得届などの受付、受理、審査など、国籍に関する事務を行っています。日本国籍を有することで、参政権が認められるなど、外国人とはその法的地位に大きな違いがあるため、国籍に関する事務は極めて重要なものです。

無戸籍問題に対する取組

日本国民は、出生届が提出されることによって戸籍に登録されることになりますが、様々な理由により出生届が提出されることなく、戸籍に登録されていない方（無戸籍者）がいます。無戸籍者は、各種行政サービスが受けられないなどの不利益があることから、早期に無戸籍状態が解消されることが望まれています。

法務局における無戸籍問題に対する取組等については、法務省ホームページにおいても紹介しています。

https://www.moj.go.jp/MINJI/minji04_00034.html

供託事務 ～預けて安心～

●概要

供託とは、供託者が、ある目的（債務の弁済など）をもって、金銭などを供託所（法務局）に提出し、最終的に供託所がその財産をある人（被供託者）に取得させることによって、その目的を達成させるための制度です。

●供託の種類

供託には、弁済と同じ効果が生ずる弁済供託を始めとして、様々な種類（一定の営業を行うに当たって必要とされる営業保証供託や選挙に立候補するためにする選挙供託など）があります。

これらの供託は、いずれも国民の権利保全や紛争予防等のために、重要な役割を果たしています。

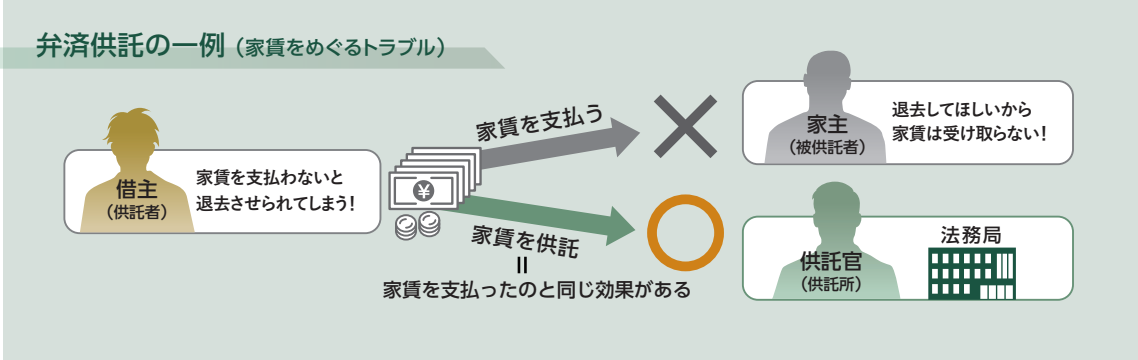

人権擁護事務 ～基本的人権の尊重～

●概要

基本的人権の尊重は、日本国憲法の柱の一つです。人権の擁護は、全ての人々の人権が尊重される平和で豊かな社会の実現を目指す取組です。

●活動内容

① 人権相談

法務局職員又は人権擁護委員が面談、電話、インターネット、LINE、手紙といった様々なツールで人権に関する相談に応じています。

② 調査救済

「人権を侵害された」という被害者からの申告などを受け、法務局職員又は人権擁護委員が調査に当たり、人権侵害が認められるかを判断し、事案に応じた適切な措置を取ります。措置には、例えば、人権侵害を行った者に対し改善を求める「説示」等があります。

③ 人権啓発

国民一人一人の人権意識を高め、人権への理解を深めるための活動を行っており、人権侵害を未然に防ぐために必要不可欠なものです。法務局では、人権教室や人権の花運動、全国中学生人権作文コンテストなどの様々な活動を実施しています。

こどもの人権SOS ミニレター（小学生用）

人権教室

いじめを含む様々な人権課題に対応した啓発冊子・啓発動画を配布・配信しています。

「Myじんけん宣言」ホームページ

「Myじんけん宣言」とは、企業・団体及び個人が、人権を尊重する行動をとることを宣言する投稿型コンテンツです。

訟務事務 ～国を当事者とする訴訟等の適正な処理～

●概要

訟務とは、国を当事者とする訴訟等について、国を代表し、国の立場から裁判所に対する申立てや主張・立証などの活動を行うことをいいます。

訟務事務を行う法務局の職員は、国の指定代理人として、法と証拠に基づいた適正な訴訟活動を行います。また、行政庁からの求めに応じて、政策実行前の段階から、提訴リスクや敗訴リスクに関する法的助言を行うことで、紛争を未然に防止するための活動（予防司法支援）も行っています。このように、訟務は、国民全体の利益と個人の権利・利益との間に正しい調和を図り、法律による行政の原理の確保に寄与する重要な役割を果たしています。

【具体的な訴訟の例】

- ■アスベスト訴訟　■被爆体験者訴訟
- ■基地関係訴訟　■水俣病関係訴訟
- ■福島原子力発電所事故に伴う国家賠償請求訴訟
- ■諫早湾干拓関係訴訟　■マイナンバー訴訟
- ■安保法制関係国家賠償請求訴訟
- ■C 型肝炎訴訟　■B 型肝炎訴訟
- ■原子力関係訴訟

法廷のイメージ

CAREER PATH

法務局における一般的なキャリアパス

係員相当職

係長相当職

18~20歳台

■一般職員
■登記専門職
など

30歳台

■係　長
■登記官
■表示登記専門官
■訟務官
など

地方研修

中央研修

研修制度

初等科研修（約1か月間）

国家公務員採用
一般職試験（高卒者試験）採用年度

法務局職員としての心構え、新任職員として必要な基礎的法律知識・技能の修得

高等科研修（約3か月間）

将来の幹部職員として必要な高度の法律知識・法律的素養の修得、社会的識見の涵養（かんよう）

中等科研修（約2か月間）

国家公務員採用
一般職試験（大卒程度試験）採用年度
初等科研修を修了後、約4年を経過後

法務局職員としての心構え、中堅係員として必要な基本的法律知識・技能の修得

講義形式

セミナー形式

専修科研修（約2か月間）

中等科研修を修了後、約5年を経過後

指導的立場の中堅職員として必要な法律知識・技能の修得、社会的識見の涵養（かんよう）

測量講習（応用）

（約5か月間）

不動産の表示に関する登記及び筆界特定の事務並びに登記所備付地図の作成作業について中心的役割を担い得る者の養成

登記専攻科研修

（約1か月間）

登記部門の指導的職員として必要な高度の専門的知識・技能の修得、社会的識見の涵養（かんよう）

40歳台

課長補佐相当職

- 課長補佐
- 統括登記官
- 遺言書保管官
- 上席訟務官

など

課長相当職

- 課　長
- 首席登記官
- 訟務管理官

など

50歳台

局長・部長相当職

- 局　長
- 次　長
- 部　長

など

調査救済事務担当者研修
(約1週間)

人権擁護事務担当官として必要な専門的知識・技能の習得

訟務担当官研修
(約1週間)

訟務担当官として必要な専門的知識・技能の修得

新任統括登記官研修
(約1週間)

統括登記官として必要な高度の専門的知識・技能の修得

専門科研修
(約2週間)

訟務部門及び人権擁護部門の課長級職員として必要な高度の専門的知識・技能の修得

新任課長研修
(約1週間)

戸籍課長、国籍課長及び供託課長として必要な高度の専門的知識・技能の修得

管理科研修
(約2週間)

課長・支局長等として必要な管理能力の修得

管理研究科研修
(約1週間)

局長・部長として必要な高度の管理能力の修得

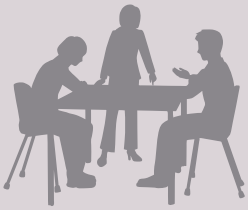

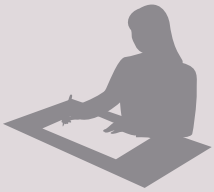

研修所・東京都千代田区

研修所・千葉県浦安市

両立支援制度の概要（育児）

仕事と育児の両立のために、法務局では、様々な制度が利用されています。

男性を対象とする制度

●配偶者出産休暇

妻の出産に伴う入退院の付添い、子の出生の届出等を行うための休暇（2日）

●育児参加のための休暇

妻が出産する場合に、出産に係る子・未就学児を養育するための休暇（5日）

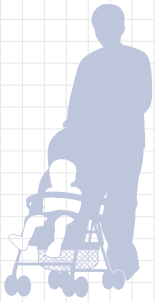

男女とも対象とする制度

●出生サポート休暇

不妊治療に係る通院等のための休暇（年5日〈体外受精に係る通院等の場合は更に5日加算〉）

●育児休業

3歳未満の子を養育するための休業

●育児時間

未就学児を養育するため、始業又は終業時に1日2時間まで勤務しないこと

●育児短時間勤務

未就学児を養育するため、通常より短い勤務時間（週19時間25分等）で勤務すること

●早出遅出勤務

未就学児の養育・小学生の放課後児童クラブ等への送迎のため、勤務時間帯を変更すること

●子の看護等休暇

子を看護等するための休暇（年5日（子が2人以上の場合は10日））（小学校3年生まで）

女性を対象とする制度

●職務専念義務の免除

妊娠中の職員が健康診査や保健指導、休憩・補食等のため勤務しないこと

●産前休暇

6週間（多胎妊娠の場合は14週間）以内に出産する予定である場合の休暇（出産日まで）

●産後休暇

出産した場合の休暇（出生日の翌日から8週間を経過する日まで）

職員の割合

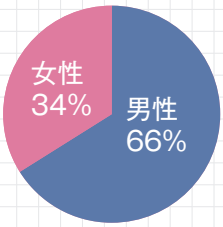

採用職員の割合

（令和7年度）

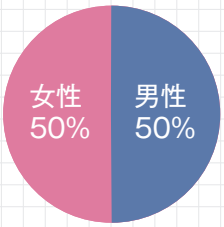

取得実績（令和7年度）

＜育児休業＞

男性 131人　女性 147人

＜配偶者出産休暇＞
＜育児参加のための休暇＞

男性 99人

►仕事と育児の両立支援制度の活用

大阪法務局民事行政部
民事行政調査官付
田口 一貴 タグチ カズタカ
(平成26年 大阪法務局採用)

私には二人の娘がいて、長女が生まれた際は約1か月間の育児休業を2回、二女が生まれた際は約1か月間の育児休業を1回取得しました。

育児休業を取得して良かったことは、しっかりこどもの面倒をみることで、父親としての自覚が芽生えたと感じますし、妻から大変な時期に家にいてくれて良かったと言ってもらえたことです。

現在は、早出勤務を活用し、早く帰宅することにより、こどもたちの入浴を手伝ったり、食事の手助けをしたり、絵本の読み聞かせなどをしています。育児休業期間だけで終わらず、継続的に育児に関わることで、日々のこどもたちの成長を感じることができていますし、尊敬される親になりたいなと強く感じるようになりました。

このことが仕事にも良い影響を与えたと考えており、限られた時間で仕事ができるように工夫するようになり、恥ずかしくない仕事をしようという責任感も増したと感じています。

法務局は、こうした制度の取得を積極的に勧めてくれる、職場の人たちもそれを理解し、協力してくれる温かい職場です。こうした制度の取得を勧め、実際に取得させることは当たり前なのかも知れませんが、それが自然にできる法務局っていい職場だな、と私は感じています。そんな法務局に興味を持ってもらえればうれしいです。

利用している（又は利用したことのある）制度

- **育児休業**
  (令和4年6月1日～令和4年6月30日)、(令和5年1月30日～令和5年2月27日)、(令和6年7月1日～令和6年7月30日)
- **早出勤務**
  (令和5年4月5日～)(8時00分～16時45分)
- **配偶者出産休暇**
  (長女出生時2日、二女出生時2日)
- **育児参加休暇**
  (長女出生時5日、二女出生時5日)

名古屋法務局不動産登記部門
登記官 嶋田 聖子 シマダ セイコ
(平成17年 名古屋法務局採用)

私は、長女出産時に約1年半の育児休業を取得しました。期間については、居住地の保育園等の空き状況や家族の事情を考慮した上で十分な長さを取得することができたため、休業中は育児に専念し、こどもの預け先が決まってから安心して職場に復帰することができました。復帰後は、育児時間を取得して短い勤務時間で働いています。このように、法務局には、育児に関する様々な制度があります。また、こどもの発熱など急に休暇を取らなければならないときの柔軟な対応や、短い勤務時間に合わせた職務内容の配慮など、制度を利用しやすい環境も整っています。

先日、長女が私の職場を見たいと言い、休日に建物の外から職場を紹介しました。仕事をしていることで寂しい思いをさせていないか心配でしたが、親の職場に好意的に興味を持ってくれたことをとても嬉しく思い、仕事をしていて良かったと感じる瞬間でした。こうした経験ができたことも職場の方々の日々の温かいサポートのおかげです。これからも、周りの方への感謝と職場に貢献する気持ちを忘れず、育児と仕事に励みたいと思います。

利用している（又は利用したことのある）制度

- **育児休業**
  (令和2年11月20日～令和4年4月22日)
- **育児時間**
  (令和4年4月22日～毎日2時間)

法務局職員になるための採用区分

人事院が実施する採用試験

国家公務員採用一般職試験（大卒者試験）

大学を卒業した者及び卒業する見込みの者、短期大学又は高等専門学校を卒業した者及び短期大学又は高等専門学校を卒業する見込みの者に受験資格があります。

【採用までの流れ】

2026年5月	▶	2026年7月	▶	2026年8月	▶	2027年4月
第1次試験（筆記試験）		第2次試験 官庁訪問（人物試験）		最終合格発表		採用

（2026年度試験の日程）

国家公務員採用一般職試験（高卒者試験）

高等学校又は中等教育学校を卒業した日から2年を経過していない者及び高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者に受験資格があります。

【採用までの流れ】

2026年9月	▶	2026年10月	▶	2026年11月	▶	2027年4月
第1次試験（筆記試験）		第2次試験 官庁訪問（人物試験）		最終合格発表		採用

（2026年度試験の日程）

※詳細については、人事院のホームページをご覧ください。

法務局が実施する採用試験

選考採用試験（係長級・課長補佐級）

法務局の業務に有用な職務経験がある者に受験資格があります。これまでに、官公署、銀行、不動産業など様々な職務経験を有する人たちが採用されています。

【採用までの流れ】

論文試験 書類選考	▶	人物試験	▶	最終合格発表	▶	採用

選考日程について：各法務局によって異なるため、各法務局のホームページをご覧ください。

- 東京法務局
- 名古屋法務局
- 福岡法務局
- 札幌法務局
- 大阪法務局
- 広島法務局
- 仙台法務局
- 高松法務局

選考採用試験において、これまでに様々な経験を積んだ方が、約630人採用され、法務局の様々な分野で活躍しています。

CAREER STEP

2年目　係員

大分地方法務局
不動産登記部門
係員
原田 龍夢 ハラダ リュム
（令和７年 大分地方法務局採用）

私は、現在、大分地方法務局不動産登記部門で勤務しています。入局するまで法律関係の知識は、ゼロに等しい状況であり、初めは不安なことばかりでしたが、上司や周りの先輩方に一から丁寧に教えてもらい、徐々に慣れていくことができました。

法務局の業務は多岐にわたりますが、特に不動産登記は国民の権利関係に直接関わるものであり、その影響の大きさを自覚する中で、判断の一つ一つに対して責任を持つことの重要性を実感しています。また、専門性の高い分野であるからこそ、新鮮な気持ちで仕事をすることができ、上司や先輩職員の指導を仰ぎながら日々能力の向上に努めています。入局2年目を迎え、業務への理解が深まるとともに、やりがいを実感できるようになりました。

法務局に興味を持っていただき、多くの方と一緒に仕事ができる日を楽しみにしています。

2年目　係員

秋田地方法務局
人権擁護課
係員
三谷 ひより ミツヤ ヒヨリ
（令和７年 秋田地方法務局採用）

私は、地域の方々の生活をより身近な分野から支えたいと考え、法務局を志望しました。

現在、人権擁護課で、人権擁護委員に関する業務や予算管理業務、人権啓発業務を担当しています。採用当初は不安もありましたが、上司や先輩方に優しく教えていただき、安心して業務に取り組むことができています。

人権啓発業務では、上司や人権擁護委員の方と意見交換をしながら、啓発効果や予算を工夫して計画するので、大きな達成感が得られます。また、竿燈まつりといった地域行事では来場者に啓発物品の配布等を行うなど、地域の方々との関わりも多く、そこでしか味わうことができない充実感や楽しさが今後のやる気にもつながっています。

法務局の業務は幅広く専門性が高いですが、責任感とやりがいを持てる仕事です。また、研修も充実しており、職場の先輩・同僚も支えてくれるので、日々学習と実践を繰り返して成長を感じることができるはずです。法務局に興味のある方は、ぜひ業務説明会や官庁訪問にお越しください。皆さんと一緒に働ける日を楽しみにしています。

4年目　係長級

大阪法務局
民事行政部不動産登記部門
登記官
大野 桜子 オオノ サクラコ
（令和５年 大阪法務局採用）

私は、選考採用試験（係長級）を経て、令和5年度に大阪法務局に採用され、1年目は戸籍課、2年目以降は不動産登記部門に所属しています。

法務局に採用される以前は地方自治体の職員でしたが、ある時、選考採用を経て法務局に勤務している地方自治体時代の先輩から、選考採用試験の存在を教えてもらい、法務局の業務に興味を抱いたので、選考採用試験を受験しました。

現在は、不動産登記部門の筆界特定室で勤務しており、不動産の調査や測量の専門家である土地家屋調査士と共に、資料収集、現場での調査や測量、関係人の主張の聴取、図面の作成といった業務に携わっています。業務の大部分について全く知識がない状態で配属されましたが、職場の方々に親切、丁寧に教えていただけることに加え、測量講習等の研修制度が充実していることから、未経験の業務でも不安を抱えることなく、やりがいや新しい知識を習得する楽しさを感じながら、充実した日々を送っています。

法務局の業務に興味のある方は、是非、選考採用試験に挑戦してください。共に働きながら、成長していきましょう。

9年目

SCHEDULE

8:30	登庁
	1日のスケジュールチェック
8:45	審査・起案
12:00	昼休み
13:00	審査・起案
17:15	退庁

東京法務局
法務事務官
藤本 圭志 フジモト ケイシ
（平成 30 年 東京法務局採用）

私は現在、東京法務局訟務部民事訟務部門に所属し、国が当事者となる訴訟における国の指定代理人として、訴訟事務に携わっています。

具体的には、法曹資格を有する訟務部長、副部長や部付の指導を仰ぎながら、裁判所に提出する答弁書や準備書面の作成、期日への出廷及びスケジュール管理等を行っています。

限られた時間の中で、迅速に業務を行う必要があり、責任と緊張を伴う大変な面もありますが、とてもやりがいをもって取り組むことができる仕事だと思います。

法務局の業務は多岐にわたり、私自身もこれまでに、登記、供託、相続土地国庫帰属制度、地図作成事業など様々な業務を経験してきました。それぞれの業務で専門的な知識が必要となり、最初は難しい、分からないと感じる業務もあると思いますが、研修制度によって知識を身につけることができるほか、先輩・上司の方々のサポートもあり、どの職場においても、不安を感じることなく仕事に取り組むことができますので、法務局で皆さんと一緒に仕事ができる日を楽しみにしています!

24年目　係長級

SCHEDULE

8:30	登庁・メールチェック
9:00	照会対応
11:00	市町村との打合せ
12:00	昼休み
13:00	研修資料作成
15:00	局内他部署との打合せ
15:30	課内打合せ
16:00	打合せ後の対応
17:30	退庁

札幌法務局
民事行政部戸籍課
戸籍第一係長
井平 英行 イヒラ ヒデユキ

私は現在、札幌法務局民事行政部戸籍課に所属しています。

戸籍制度は、国民の一人一人について親族的身分関係を登録し、公証する制度です。戸籍事務を全国で統一的な取扱いとするため、法務局は、市町村の照会に対する対応や助言、研修の実施などを行っています。私はこれらの業務の中で、市町村と連携した各種会議や研修の企画立案などの対外的な業務を行っています。

法務局の特徴として、研修を重視していることが挙げられます。充実した研修制度により、法律の勉強を詳しく行ったことがない方でも、業務のプロフェッショナルとして勤務していくことができます。

戸籍課においても、所属職員は様々な業務や研修を経験した後、法務局職員や市町村職員対象の研修の講師として活躍しています。

法務局の業務は多岐にわたります。戸籍以外の業務の経験が、戸籍業務に役立つこともあります。有機的に関連した様々な業務経験を自身の成長につなげられることが、法務局で働くことの魅力の一つと感じています。

皆さんと一緒に働けることを楽しみにしています。

37年目　課長補佐級

SCHEDULE

8:30	登庁・メールチェック
9:00	部内打合せ
9:30	決裁文書起案
11:00	行政庁との打合せ
12:00	昼休み
13:00	裁判所への出廷
14:00	期日経過報告書の起案
15:00	管区内訟務担当職員ウェブ打合せ
17:30	退庁

高松法務局
訟務部民事訟務部門
上席訟務官
和田 佳織 ワダ カオリ

私は現在、高松法務局訟務部において、国の行政機関が当事者となる訴訟等について、指定代理人として国の立場を主張、立証する訴訟事務に携わっています。

具体的には、訴訟当事者である各行政機関の担当者と連携し、法曹資格者である訟務部長や部付とともに、裁判所に国の立場を理解してもらえるような主張書面や証拠の作成、提出や法廷対応などを行っています。

マスコミが注目する事件や今後の国の施策を左右する事件などもあり、重い責任とプレッシャーを感じることもありますが、部内職員はもちろん他省庁の職員や本省、地方局の職員とも一丸となって一つの目標を達成したときの充足感は格別で、日々自身の成長を実感できるとてもやりがいのある職場だと思っています。

訟務事務に限らず、法務局には皆さんの個性をいかせる様々な業務がありますし、家庭事情やライフステージに応じた多様な働き方ができることも法務局の魅力の一つです。皆さんが輝ける場所として法務局を選んでいただき、共に力を合わせて働けることを楽しみにしています。

38年目　課長級

富山地方法務局
首席登記官
正田 勝也 ショウダ カツヤ

登記制度は、不動産や会社･法人に関する大切な情報を公示することにより、安心して取引ができる仕組みを支えています。最近は、相続登記の義務化など、社会の変化に合わせた新しい施策も導入され、法務局が国民のニーズに応える役割は年々広がっています。

こうした業務は、採用間もない若手職員から経験豊富な登記官までが協力しながら進めています。分からないことや判断に迷う場面でも、周囲と相談しながら前に進めることができるため、一人で抱え込むことはありません。日々の業務の積み重ねが自分の力になっていく実感があり、その一つひとつがやりがいにつながっています。私自身も様々な業務を経験する中で、この仕事が社会を支えているという手応えを強く感じるようになりました。

課長級になると、業務の進み具合を調整し、難しい案件について一緒に考え、必要な場面では判断を示すなど、チーム全体を支える役割が増えていきます。しかし、後輩職員の成長を間近で感じられるのも、この立場ならではの魅力です。責任は大きくなりますが、その分、チームで成果を出したときの達成感は格別で、「この仕事をやっていてよかった」と感じる瞬間です。

登記業務は専門性が高く、制度改正も多いため、常に学び続ける姿勢が求められます。ただ、その分だけ自分の成長を実感でき、できることが広がっていく面白さがあります。新しい業務に挑戦するときには不安もありますが、周りには必ず支えてくれる仲間がいます。その中で経験を重ねていくことで、自信を持って仕事に向き合えるようになります。

法務局の仕事は、目立つものではないかもしれませんが、社会の基盤を支える重要な役割を担っています。その一員として働くことには、大きな責任と同時に、大きな誇りがあります。少しでも興味を持っていただけたら、ぜひ一歩踏み出してみてください。皆さんと一緒に働ける日を、心から楽しみにしています。

41年目　局長･部長級

福岡法務局
民事行政部長
河村 素子 カワムラ モトコ

このパンフレットをご覧いただいている皆さん、法務局に興味を持っていただき、ありがとうございます。法務局の業務が、私たちの生活と密接につながっていることに、改めて驚かれた方も多いのではないでしょうか。

法務局は、法務省の地方組織として、不動産登記や商業･法人登記、戸籍･国籍事務、供託事務などの民事行政事務をはじめ、人権擁護事務や訟務事務など、幅広い分野の業務を担っています。これらの業務を通じて、国民生活や社会･経済活動の基盤を支える重要な役割を果たしています。

近年では、所有者不明土地問題への対応として、自筆証書遺言書保管制度や相続土地国庫帰属制度が導入されました。また、相続登記の義務化や所有権登記名義人の住所等変更登記の義務化など、社会の変化や国民のニーズに応じた施策が進められています。

法務局と聞くと、「法律を専門的に学んでいないと難しいのではないか」と感じる方もいるかもしれません。しかし、研修制度が整備されているほか、各職場での勉強会なども随時実施されていますので、法律や制度に関する知識は、入庁後に着実に身に付けていくことができます。また、日常業務においても、上司や先輩、同僚と相談しながら仕事を進めることができる環境があり、業務や自己研さんを通じて、知識が深まっていく喜びを実感していただけると思います。

私は入局して41年目になります。採用3年目から夜間大学に通い、教員免許を取得するなど、働きながら学ぶ経験もしました。一時は転職を考えたこともありましたが、法務局で働き続けることを選択したのは、日々の業務から得られるやりがいや、職員同士の強い絆があったからです。法務局は、もし困難な状況に直面しても、職員同士が協力し合い、決して一人にしない、そういう職場です。

こうして受け継がれてきた法務局の良き伝統は、皆さん一人一人の力によって支えられ、次の時代へと発展していきます。ぜひ私たちとともに、国民の皆様に信頼される法務局を築いていきましょう。

WORK-LIFE BALANCE

広島法務局
福山支局登記部門
係員　藤井 大仁 フジイ ヒロヒト
（令和４年 広島法務局採用）

私は、令和4年4月に採用されて現在5年目になりますが、仕事とプライベートを両立しながら、毎日楽しく過ごしています。

趣味は、体を動かすことで、広島法務局の野球部に所属し、日々の活動に加え、広島法務局管内の親善大会にも参加しています。普段は業務で関わることのない他の法務局の職員と交流できる貴重な機会となり、良い刺激をもらっています。

冬になると、周辺のゲレンデにスノーボードをしに行っています。自然の中で体を動かし、普段とは違う環境で過ごすことで、心身ともにリフレッシュできています。また、休暇や連休を利用して、北陸など遠方のゲレンデに滑りに行くこともあり、仕事以外の時間をとても充実させることができています。こうした時間があるからこそ、気持ちを切り替えて、日々の業務にも集中して取り組めていると感じています。

法務局では、年次休暇を15日以上取得することや、週に1回以上の定時退庁をすることなど、働きやすい職場づくりに取り組んでいるので、休暇も取得しやすく、プライベートも充実させて楽しく過ごすことにより、仕事にも前向きに取り組む意欲がわいてきます。

高松法務局
丸亀支局
係員　太宰 安理 ダザイ アンリ
（令和４年 高松法務局採用）

私は、採用から4年が経過し、5年目を迎えます。日々の業務に取り組む中で、仕事と私生活のメリハリを大切にしながら勤務しています。

私の趣味は旅行で、国内外を問わず様々な地域を訪れることが好きです。昨年度は、年次休暇を利用して海外では上海や台湾を訪れ、国内では瀬戸内の島々や関西･東海地方などを旅行しました。普段の生活を離れ、現地の景色や文化に触れることでよい気分転換となり、心身のリフレッシュだけでなく、仕事に前向きに取り組むための原動力にもなっています。

また、休日にはお笑いや音楽のライブに足を運び、自分の好きなことを楽しみながら、充実した時間を過ごしています。

法務局では、計画的な年次休暇の取得や定時退庁日の設定など、ワークライフバランスを大切にした働き方が推進されています。私自身も、趣味の時間を確保しながら働くことができており、私生活の充実が仕事への意欲につながっていると感じています。今後もメリハリを意識し、仕事と私生活の両立を図っていきたいと考えています。

全国の法務局

詳しくは・・・ 法務局

局　名	管轄区域	所在地	郵便番号	電話番号
東京法務局	東京都	東京都千代田区九段南 1-1-15 九段第 2 合同庁舎	102-8225	(03)5213-1234
横浜地方法務局	神奈川県	横浜市中区北仲通 5-57 横浜第 2 合同庁舎	231-8411	(045)641-7461
さいたま地方法務局	埼玉県	さいたま市中央区下落合 5-12-1 さいたま第 2 法務総合庁舎	338-8513	(048)851-1000
千葉地方法務局	千葉県	千葉市中央区中央港 1-11-3	260-8518	(043)302-1311
水戸地方法務局	茨城県	水戸市北見町 1 番 1 号 水戸法務総合庁舎（1・2 階）	310-0061	(029)227-9911
宇都宮地方法務局	栃木県	宇都宮市小幡 2-1-11 宇都宮法務総合庁舎	320-8515	(028)623-6333
前橋地方法務局	群馬県	前橋市大手町 2-3-1	371-8535	(027)221-4466
静岡地方法務局	静岡県	静岡市葵区追手町 9-50 静岡地方合同庁舎	420-8650	(054)254-3555
甲府地方法務局	山梨県	甲府市丸の内 1-1-18 甲府合同庁舎	400-8520	(055)252-7151
長野地方法務局	長野県	長野市大字長野旭町 1108 長野第二合同庁舎	380-0846	(026)235-6611
新潟地方法務局	新潟県	新潟市中央区西大畑町 5191 新潟法務総合庁舎	951-8504	(025)222-1561
大阪法務局	大阪府	大阪市中央区大手前 3-1-41 大手前合同庁舎	540-8544	(06)6942-1481
京都地方法務局	京都府	京都市上京区荒神口通河原町東入上生洲町 197	602-8577	(075)231-0131
神戸地方法務局	兵庫県	神戸市中央区波止場町 1-1 神戸第 2 地方合同庁舎	650-0042	(078)392-1821
奈良地方法務局	奈良県	奈良市高畑町 552	630-8301	(0742)23-5534
大津地方法務局	滋賀県	大津市京町 3-1-1 大津びわ湖合同庁舎	520-8516	(077)522-4671
和歌山地方法務局	和歌山県	和歌山市二番丁 3（和歌山地方合同庁舎）	640-8552	(073)422-5131
名古屋法務局	愛知県	名古屋市中区三の丸 2-2-1 名古屋合同庁舎第 1 号館	460-8513	(052)952-8111
津地方法務局	三重県	津市丸之内 26-8 津合同庁舎	514-8503	(059)228-4191
岐阜地方法務局	岐阜県	岐阜市金竜町 5-13	500-8729	(058)245-3181
福井地方法務局	福井県	福井市春山 1-1-54 福井春山合同庁舎	910-8504	(0776)22-5090
金沢地方法務局	石川県	金沢市新神田 4-3-10 金沢新神田合同庁舎	921-8505	(076)292-7810
富山地方法務局	富山県	富山市牛島新町 11-7 富山合同庁舎	930-0856	(076)441-0550
広島法務局	広島県	広島市中区上八丁堀 6-30	730-8536	(082)228-5201
山口地方法務局	山口県	山口市中河原町 6-16 山口地方合同庁舎 2 号館	753-8577	(083)922-2295
岡山地方法務局	岡山県	岡山市北区南方 1-3-58	700-8616	(086)224-5656
鳥取地方法務局	鳥取県	鳥取市東町 2-302 鳥取第 2 地方合同庁舎	680-0011	(0857)22-2191
松江地方法務局	島根県	松江市母衣町 50 番地 松江法務総合庁舎	690-0886	(0852)32-4200
福岡法務局	福岡県	福岡市中央区舞鶴 3-5-25	810-8513	(092)721-4570
佐賀地方法務局	佐賀県	佐賀市城内 2-10-20	840-0041	(0952)26-2148
長崎地方法務局	長崎県	長崎市万才町 8-16	850-8507	(095)826-8127
大分地方法務局	大分県	大分市荷揚町 7-5 大分法務総合庁舎	870-8513	(097)532-3161
熊本地方法務局	熊本県	熊本市中央区大江 3-1-53 熊本第 2 合同庁舎	862-0971	(096)364-2145
鹿児島地方法務局	鹿児島県	鹿児島市山下町 13-10 鹿児島第 3 地方合同庁舎	892-8511	(099)219-2100
宮崎地方法務局	宮崎県	宮崎市別府町 1-1 宮崎法務総合庁舎	880-8513	(0985)22-5124
那覇地方法務局	沖縄県	那覇市樋川 1-15-15 那覇第 1 地方合同庁舎	900-8544	(098)854-7950
仙台法務局	宮城県	仙台市青葉区春日町 7-25 仙台第 3 法務総合庁舎	980-8601	(022)225-5611
福島地方法務局	福島県	福島市霞町 1-46 福島合同庁舎	960-8021	(024)534-1111
山形地方法務局	山形県	山形市緑町 1-5-48 山形地方合同庁舎	990-0041	(023)625-1321
盛岡地方法務局	岩手県	盛岡市盛岡駅西通 1-9-15 盛岡第 2 合同庁舎	020-0045	(019)624-1141
秋田地方法務局	秋田県	秋田市山王 7-1-3 秋田合同庁舎	010-0951	(018)862-6531
青森地方法務局	青森県	青森市長島 1-3-5 青森第二合同庁舎	030-8511	(017)776-6231
札幌法務局	最寄りの法務局等にお尋ねください。	札幌市北区北 8 条西 2-1-1	060-0808	(011)709-2311
函館地方法務局		函館市新川町 25-18 函館地方合同庁舎	040-8533	(0138)23-7511
旭川地方法務局		旭川市宮前 1 条 3-3-15 旭川合同庁舎	078-8502	(0166)38-1111
釧路地方法務局		釧路市幸町 10-3 釧路地方合同庁舎	085-8522	(0154)31-5000
高松法務局	香川県	高松市丸の内 1-1 高松法務合同庁舎	760-8508	(087)821-6191
徳島地方法務局	徳島県	徳島市徳島町 2-17 徳島法務総合庁舎	770-8512	(088)622-4171
高知地方法務局	高知県	高知市栄田町 2-2-10 高知よさこい咲都合同庁舎	780-8509	(088)822-3331
松山地方法務局	愛媛県	松山市宮田町 188-6 松山地方合同庁舎	790-8505	(089)932-0888

人権相談

ひとりで悩まず
相談してみよう

- みんなの人権110番　0570-003-110
- こどもの人権110番（通話料無料）　0120-007-110

平日午前8時30分～午後5時15分

- 外国語人権相談ダイヤル　0570-090-911　平日午前9時00分～午後5時00分
- インターネット人権相談受付窓口　https://www.jinken.go.jp/

令和８年６月作成